

ものづくりマイスター派遣事業「出前ものづくり体験教室」実施要領

1 目的

石川県内の公民館・集会所等の公共施設やショッピングモール等民間施設のイベントエリア等に高度の熟練した技能を有する技能士「ものづくりマイスター」を講師として派遣し、ものづくり体験等を通じて、広く一般に技能の重要性・必要性への理解を促進するとともに、技能者尊重気運の醸成を図ります。

2 実施概要

- 1) 対象者…… 不特定多数
- 2) 実施期間…… 令和 5年 6月～令和 6年 2月末
- 3) 実施体制…… 「流れ図」参照

① 石川県職業能力開発協会（技能振興コーナー）

- (1) 実施団体等（主催者）の募集・応募受付。
- (2) 実施日程等の調整、日時を決定し通知。
- (3) 出前体験教室の実施。
- (4) 講師に対する謝金・旅費、材料等の支払い。
- (5) 実施結果報告書のとりまとめ。

② 実施施設・団体等（主催者）

- (1) 当協会への「実施申請書」を提出。
- (2) 会場の準備と参加者の募集。
- (3) 終了後、実施結果報告書、参加者名簿、及びアンケートの回答を協会へ送付。

出前ものづくり体験教室実施 ～流れ図～



**令和5年度ものづくりマイスター派遣事業
「出前ものづくり体験教室」実施概要（申請者用）**

◆指導対象者

公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設で実施するイベント等の参加者。

◆下記の費用を当協会が負担します。

- ① マイスター等謝金
- ② マイスター等旅費
- ③ ものづくり体験等の材料費

◆実施にあたっての留意事項

- ① 指導対象者は不特定多数（年齢不問）とする。
- ② 1回当りのものづくり体験に要する時間は、1日2時間までとする。
- ③ 原則として参加料等を徴収することはできません。

◆申込み方法等

- ① 「出前ものづくり体験教室」実施申請書を当協会技能振興コーナーにご提出ください。
- ② 「出前ものづくり体験教室」実施結果報告書、参加者名簿、アンケートを終了後1週間以内にご提出ください。（アンケート用紙は事前に当協会より郵送いたします。）

※申請者が材料を購入した場合、材料数量は参加者名簿及びアンケートにて確認します。

※実施申請書、実施結果報告書は必ず押印をお願いします。

【お問い合わせ】

石川県職業能力開発協会 技能振興コーナー
〒920-0862 石川県金沢市芳斉1丁目15番15号
TEL 076-254-6487 FAX 076-262-3913